

●事例を交えて説明するので解りやすく、施行半年経過後の再チェックに最適

パワハラ防止法対応のポイント説明会



パワハラを訴える社員さん、パートさん、アルバイトさんが年々急増中！ ※長野労働局労働相談センター
事業所が取り組む「パワハラ防止のポイント」を再チェックしましょう！

今年4月より中小・小規模事業者も、職場における「いじめ・嫌がらせと感じさせる行動や発言」を防止するための、いわゆる「パワハラ防止法（正式名称：改正労働施策総合推進法）」が施行となり半年が経過しました。

労働局の発表ではパワハラ相談件数は年々増加しており、パートさん、アルバイトさん、派遣さんしかいない小規模事業者さんでもいつ訴えられても不思議ではない状況にあります。

一方で、パワハラは職場環境や人間関係によって発生率が変わるため、法案への対応だけではなくこれをキッカケに職場内の働き方を見直し、離職率や生産性の改善を考える事業者さんが増えてきています。

今回の説明会では施行半年たったパワハラ防止法の再チェックとして【制度の説明とポイント】【事業者が準備しなくてはいけないこと】【企業力を高めるため取組んだほうが良いこと】を実際の事例を交えながら解説していきます。

講師は商工会議所会場に登壇予定です。参加方法は「会場」と「オンライン」を選択できます。
（定員：会議室10名、オンライン10名）

■講師紹介



大沼恭子さん クリーロ企業文化研究所代表 特定社会保険労務士
各種制度改正への機械的な対応ではなく、企業と働くスタッフの望みが統合し企業力が高まる就業規則や各種制度づくりの支援を得意としています。詳細なプロフィールは [検索：クリーロ企業文化研究所](#)



開催日 10月21日 13時30分 から15時30分

参加費 無料

対象 どなたでもご参加できます。 **定員** 対面10名、オンライン10名

締切 10月17日 定員になり次第締切 **会場** 諏訪商工会議所 または オンライン ZOOM

申込方法 諏訪商工会議所 web [検索：諏訪商工会議所](#) → [新着情報](#) → [セミナー・研修](#)



主催：諏訪商工会議所 制度改正等の課題解決環境整備事業

事業所名				
連絡先 e-mail	※ お申込後、詳細のご連絡をこちらの e-mail にお送りいたします。			
参加人数	対面受講	人	オンライン ZOOM	人

申込先ファクス 0266-57-1010 諏訪商工会議所